

第4回小諸市自治基本条例ワーキンググループ 会議録（概要）

日 時：平成 21 年 7 月 6 日（月）18：30～20：40

場 所：小諸市役所 3 階大会議室

出席者：ワーキンググループ委員 17 名（欠席 3 名）、アドバイザー 1 名、事務局 3 名

傍 聴：2 名

1 開 会

- ・今回も傍聴の方が見えている。よろしくお願ひしたい。（座長）

2 議 題

（1）用語の定義、コミュニティの役割の検討について

- ・自治、まちづくり、協働の定義について、今回示すことになっていた。（座長）

（まちづくり、自治、参加、協働の定義について説明）

- ・参加については、感覚としては参画に近いが、市民参画と市民参加では、なじみ方が違うため今回は参加とした。これらの定義は、検討していく中での共通の認識としたい。（事務局）
分かりやすく幅広く考えてみた。参加については、職員の中で議論した結果、まちづくりに関わっていくこととした。意見をいただきたい。（座長）

- ・全体的にはこれでよいと思う。「地域が抱えている」「地域社会」という表現は、どの規模で捉えるか多少検討の余地があると思う。（委員）

どのくらいのスケールかは、あえて言わないことで区であったり、もう少し大きな範囲であったりと広く捉えられる表現にしてある。長時間議論した結果、一般的に言われている分かりやすいものがよいということできょういう形になった。（事務局）

- ・この段階では、学問的な定義と一般的な定義とずれがあっても構わないと思う。グループの中での共通理解としておき、先のことを議論したほうが生産的である。（アドバイザー）

- ・市長が変わっても基本的なことは変わらずに小諸の営みができるということがこの条例検討の出発点であった。しかしそれが薄らいで住民がどうするかがいろいろ表現されている。行政のあり方も組み込まれているということも認識しておいた方がよいと思う。（委員）

- ・定義についてはよろしいか。（座長）

よい。（委員）

- ・次にコミュニティの定義、役割を議論したい。（座長）

- ・コミュニティは意味が広く、伝わりづらいため「市民活動団体」とした。市民活動団体に区が含まれる部分もあると思うが、そのあたりも議論いただきたい。自治会は「小諸市区長に関する規程」があるため自治会ではなく「区」という表現にした。区の定義の中の「住む人」は、住民票はないがアパートに住んでいる人なども対象とするようこのような表現にした。（事務局）

- ・市民活動団体への支援については、「市の執行機関は」としてあるが、住民と議会の関わりの中で議会を入れるかが課題として残される。また、区への協力という意味では、団体や企業はどういった位置づけになっているのか。（委員）

企業の参加などは、区によって実態が違ふと思われる。(座長)

私の区では協力費を払うことになっており、議決権はない。(委員)

私の区では区費だけは納め、行事には参加しない。(委員)

私の区では工業団地が区へ入っている。(委員)

事業所については、区への協力よりも広く、地域社会への貢献といった形で事業所の役割の中へ入れていったらどうか。(事務局)

- ・区への加入や参加、協力に「努めます」という表現についてはどうか。(座長)
- ・ある村は集落の全戸加入を原則としている。また、県内のある市では、加入できないものは相応の負担するよう強く謳ってある。(事務局)
- ・区の部分は市民会議でもまとまらなかった。徹底できない状況もあるので努力義務にした方がよい。(委員)
一番の問題は、区に入っている人とそうでない人の差が大きいということ。住むからには、平等に負担しなければいけないものがある。守るかどうかは次の問題として、原則として定めておかないと住民の意識がずれてしまう。「努めます」では弱いと思う。(委員)
「原則として加入するものとします」という表現の方がよいということか。(座長)
そういうこと。(委員)
- ・参加しなければならないという姿勢を出すという意味で「努めます」という表現にしてある。(事務局)
- ・先日、忙しいため区から脱退するという人がいた。何のために入っているかということを意識してもらわないといけない。入るかどうか自由でなく、少しは規制する言葉にした方がよい。(委員)
- ・市民の責務の中に、区に関する表現はなかったか。(委員)
「住みやすい地域社会の実現に努める」というものはある。市民の定義として、学ぶ人、勤める人も含むこととしたので、区への協力等はコミュニティの中へ入れることにした。(事務局)
- ・自治は自分たちで行なうということだから本来であれば区へ協力という表現はおかしい。加入についても原則という言葉は必要ない。やわらかい言葉とせずに言い切りでよい。(委員)
小諸に住む人は区に入ると決めるということか。(座長)
そういうこと。そこに住むのであれば、脱退という問題はありません。(委員)
では、どんな表現がよいのか。(委員)
言い切りでよい。(委員)
区の側も「努めます」ではなく「つくります」などにするということか。(座長)
区がどのようなものかということがしっかりしていれば、本来必要ないと思う。(委員)
「区への参加、協力が促進されるよう」という部分についてはどうか。(座長)
極論で言えば必要ない。(委員)
この部分は、区の役員について言えることであるため必要だと思う。(委員)
- ・区については、「努めます」という表現でよいか。(座長)
よいのではないか。(委員)

- ・区についての盛り込みは、条例の特徴的なものとなる数少ない部分である。論理的には 4 つのパターンが考えられる。1 つめは、現状で暗黙の了解として決められていることを明文化するというもの。現在、区やその業務について明文化されたものはないため、これにより区の間でバラバラだったものが統一されることがあるかもしれない。2 つめは、現在より区の権限、機能を強化するというもの。3 つめは、区の役割をなくして、市民活動団体も入るような新しい協議会をつくって、権限を移譲するというもの。4 つめは、区について何も言わないというもの。たたき台の内容は、1 と 4 の中間になっている。ここは皆さんが決められる部分であるため、区をどうするのか何らかの態度決定をしないと先へ進まない。(アドバイザー)
- ・私の区では役割を明文化したものをつくることになっている。区によって役割は違ってくるため、細部は区単位決め、条例ではたたき台程度の表現でよいと思う。(委員)
- ・区における、防災、防犯、衛生など共通している部分だけ条例で決めるかどうか。(座長)
- ・細かい区のあり方まで触れる必要はない。自治組織だが行政の下請けのようなところもあり 2 面性があるということはどこかで言うておかないといけない。役割が表現されていないので、そこを考えたほうがよい。(委員)
- ・区長に関する規程は、市の規則であり、区で推薦してきた人を市長が小諸市の区長として委嘱しており、機関委任事務のような位置付けでやってもらっている。(座長)
- ・条例では市からの部分と、区民がこうしようという部分の両方を決めないと意味がないと思う。住民が自分たちのことを行う際に、区は最小限の組織になるため、大枠だけ決めてあとは区へ任せるというのも一つの方法だと思う。(委員)
- ・衛生自治などについては条例で決めて、あとはそれぞれの区で決めればよいのでは。(委員)
- ・自治基本条例の中で謳うほかに、他の条例で規定することも方法としてはある。区の役割を明確にする、大枠だけを決めておく、区の活動を促進するような条項が必要という考え方でよいか。(座長)
- ・「地域生活環境向上のために区の活動に積極的に参加、協力するよう努めます。」という表現にしたらどうか。(委員)
- ・新しい世帯などには、区はどんなことをしているかを説明したほうがよいと思う。(委員)
- ・ごみや防災などは市役所の課によってそれぞれ決まりがあるのではないか。「福祉向上のために」などとして、あまり具体的に書かないほうがよいのではないか。(委員)
- ・転入した方には、暮らしの便利帳の中で自治会に加入しましょうと紹介している。(委員)
- ・私の区では、任期や役割など区として細かく決められている。条例の文面では総括した表現でよいのではないか。(委員)
- ・区は自治組織であるため、あまり条例で細かく謳うのではなく、拠り所になる部分として考えたい。(事務局)
- ・この部分は、今日の議論を踏まえて宿題としたい。区の定義、責務、役割は次回もう一度検討することとしたい。(座長)
- ・市民活動団体については、本来、自分たちで行なわなければならないことをボランティアにお願いしてしまっている。みんなで守り育てるというニュアンスの全体像にしていったらよいと思う。(委員)

- ・市民活動団体への支援の部分は、お金の支援だけではないと思う。理解してもらうためには市、市民、議会の支援も重要であるため市議会も付け加えてほしい。(委員)
現実に議会の支援とはどういうことか。(座長)
活動を理解していただくということ。議員の中でも市民活動に関心がない方もいる。(委員)
議員には活動を知ってもらった方がよいと思うので、入れたほうがよい。(委員)
どうしても区で解決できないことについて、市の権限でもできず、議員に相談して解決したことも多かった。議員も入れなければならないと思う。(委員)
議会にも自治基本条例の策定委員会がある。今出された意見を尊重して議論させていただければと思う。(委員)
 - ・区の役割や区と市の関係についてのある種の暗黙の伝統を条例に書くのかどうか。その伝統に反した市長が出たとき、伝統に反しているというのと条例に反しているというのとでは大きな違いがある。条例で区内における公共事業や基本計画については区が意見を述べることができると思うので、考えておいていただく必要がある。これまでの規程では、区は自治組織として位置づけられていない。どういうものが区なのか書き込むのであれば条例で書く必要がある。また、市民活動団体と区の関係も整理されていない。両者の決定が対立したときにどう考えるかは課題である。(アドバイザー)
 - ・規定では区長までが行政の出先ということが決まっているだけである。自治だから自分たちが行なっていくという大事な部分、目的がよく分かったような気がする。(委員)
 - ・アドバイザーの意見も踏まえ、区について次回までに各々で検討して事務局まで考えをお寄せいただきたい。併せて市民活動団体と区の関係も記述の必要があれば意見をいただきたい。(座長)
- (次回検討する事業者、議会、市の執行機関の定義、責務、役割のたたき台について説明)
- ・区、事業者、議会、執行機関に関するご意見について、7月15日までに事務局へ意見をお願いしたい。(座長)

(3) その他

第5回ワーキンググループ開催予定

- ・次回は8月4日の午後6時30分から開催する。第6回以降は調整したい。(座長)